

議案第65号

佐野市印鑑条例の改正について

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例

佐野市印鑑条例（平成17年佐野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市の」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える」に改める。

第5条第2項第3号中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

（8）外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記（以下「氏名のカタカナ表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第6条第1号中「氏、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の者が氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第12条第1項第5号中「又は名」を「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。））」に、「第6条第1号」を「第6条第1項

第1号」に改める。

第14条第3項中「まで」の次に「及び第8号」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理 由

旧氏による印鑑の登録を可能とし、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第65号参考資料

佐野市印鑑条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>市</u>の住民基本台帳に記録されている者（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が<u>備える</u>住民基本台帳に記録されている者（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p>
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名 <u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記（以下「氏名のカタカナ表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</u></p>
<p>(印鑑の登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称</p>	<p>(印鑑の登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>若しくは通称又は氏名、旧氏</p>

の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

(印鑑登録原票の抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏又は名を変更することにより第6条第1号に該当することとなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

2 (略)

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第3号から第6号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、この写しが登録された印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

4 (略)

若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の者が氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票の抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏 (氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更することにより第6条第1項第1号に該当することとなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

2 (略)

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第3号から第6号まで及び第8号に掲げる事項について電子計算機により出力し、この写しが登録された印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

4 (略)